（固定資産課税台帳の登録事項の特例）

第六十四条の三　附則第六十三条又は第六十四条の規定の適用がある場合には、附則第十五条の五中「附則第十五条から第十五条の三の二まで」とあるのは、「附則第十五条から第十五条の三の二まで、第六十三条又は第六十四条」とする。

附則第六十五条第一項中「前二条」を「附則第六十三条及び第六十四条」に、「の規定による」を「並びに地方税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第七号）附則第十二条第九項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第一条の規定による改正前の地方税法附則第六十四条の規定による」に、「令和六年度」を「令和八年度」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「令和六年度」を「令和八年度」に改める。

附則第六十六条第一項から第三項まで、第六十八条、第六十九条及び第七十二条第二項中「令和六年度」を「令和八年度」に改める。

附則第七十三条中「令和六年度」を「令和八年度」に改め、「道府県の普通税」とあるのは「地方税法附則第六十三条第一項及び第六十四条」の下に「並びに地方税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第七号。以下この項において「地方税法等改正法」という。）附則第十二条第九項の規定によりなお従前の例によることとされた地方税法等改正法第一条の規定による改正前の地方税法（以下この項において「旧地方税法」という。）附則第六十四条」を加え、「「地方税法第七十一条の四十七」とあるのは「同法第七十一条の四十七」と」を削り、「市町村の普通税」とあるのは「地方税法附則第六十三条第一項及び第六十四条」及び「指定市の普通税」とあるのは「地方税法附則第六十三条第一項及び第六十四条」の下に「並びに地方税法等改正法附則第十二条第九項の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第六十四条」を加える。

附則第七十四条及び第七十五条中「令和六年度」を「令和八年度」に改める。

第二条　地方税法の一部を次のように改正する。

第四十五条の三の三第一項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢十六歳未満の者に限る」に改める。

第七十二条の二第一項第三号中「及び同項第十四号」を「、同項第十四号」に改め、「発電事業等」という。）」の下に「及び同項第十五号の三に規定する特定卸供給事業（以下この節において「特定卸供給事業」という。）」を加える。

第七十二条の二十四の七第二項及び第三項中「及び発電事業等」を「、発電事業等及び特定卸供給事業」に改める。

第七十二条の四十一第一項第二号中「又は発電事業等」を「、発電事業等又は特定卸供給事業」に、「若しくは発電事業等」を「、発電事業等若しくは特定卸供給事業」に改める。

第七十二条の四十八第三項第二号ロ中「含む。）」の下に「、同条第一項第十一号の二に規定する配電事業（第九項第一号及び第二号において「配電事業」という。）」を加え、同号ハ中「発電事業等」の下に「及び特定卸供給事業」を加え、同条第九項第一号中「又は送電事業」を「、送電事業又は配電事業」に、「及び送電事業」を「、送電事業及び配電事業」に改め、同項第二号中「送電事業」の下に「、配電事業」を加える。

第三百十一条第一号中「扶養親族」の下に「（年齢十六歳未満の者及び第三百十四条の二第一項第十一号に規定する控除対象扶養親族に限る。）」を加える。

第三百十四条の二第一項第十一号中「及び第三百十七条の三の三第一項」を削る。

第三百十七条の三の三第一項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢十六歳未満の者に限る」に改める。

第三百十七条の六第九項中「第三百二十一条の四第九項」を「第三百二十一条の四第十一項」に改める。

第三百二十一条の四第一項中「第九項」を「第十一項」に改め、同条第七項中「の同意がある」を「（第三百十七条の六第一項に規定する給与支払報告書に記載すべきものとされる事項を同条第五項（第一号に係る部分に限る。）の規定により提供した者又は同条第一項の規定による給与支払報告書の提出を第七百四十七条の二第一項の規定により行つた者に限る。以下この項から第九項まで及び第十一項において「特定特別徴収義務者」という。）が、第一項後段（前項において準用する場合を含む。以下この項、次項及び第十項において同じ。）の規定により当該特定特別徴収義務者に通知すべき通知事項について、電磁的方法により提供を受けることを希望する旨の申出をした」に改め、「（前項において準用する場合を含む。次項において同じ。）」を削り、「特別徴収義務者に」を「特定特別徴収義務者に」に改め、「代えて」の下に「当該」を加え、「提供することができる」を「提供しなければならない」に改め、同条第九項中「提供」の下に「及び第八項の規定により行われた通知事項の送信」を加え、「、同項」を「、第七項又は第八項」に、「が同項」を「がこれらの規定」に、「特別徴収義務者」を「特定特別徴収義務者」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項中「前項」を「第七項又は第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項の次に次の二項を加える。

8　市町村長は、特定特別徴収義務者（第一項後段の規定により当該特定特別徴収義務者を経由して納税義務者に通知すべき通知事項を、電磁的方法により当該納税義務者に提供する体制が整備されている者に限る。）が、当該通知事項について、電磁的方法により送信を受けることを希望する旨の申出をした場合には、同項後段の規定による当該納税義務者に対する通知に代えて、当該通知事項を、総務省令で定めるところにより、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を経由して行う方法により当該特定特別徴収義務者に送信し、これを経由して当該納税義務者に提供しなければならない。

9　前項の場合において、同項の通知事項の送信を受けた特定特別徴収義務者は、当該通知事項を電磁的方法（これにより難いと認められる納税義務者に対しては、総務省令で定める方法）により納税義務者に提供するものとする。

第三百二十一条の六第一項中「納税者」を「納税義務者」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に、「第九項」を「第十一項」に、「同条第八項」を「同条第十項」に改める。

第七百一条の三十四第三項第十六号中「又は」を「、同項第十一号の二に規定する配電事業、」に改め、「発電事業」の下に「又は同項第十五号の三に規定する特定卸供給事業」を加える。

第七百六十二条第二号ロ(1)中「第三百二十一条の四第七項及び第九項」を「第三百二十一条の四第七項、第八項及び第十一項」に改める。

附則第三条の三第一項中「及び扶養親族」の下に「（年齢十六歳未満の者及び第三十四条第一項第十一号に規定する控除対象扶養親族に限る。以下この項及び次項において同じ。）」を加え、同条第四項中「及び扶養親族」の下に「（年齢十六歳未満の者及び第三百十四条の二第一項第十一号に規定する控除対象扶養親族に限る。以下この項及び次項において同じ。）」を加える。

附則第九条第二十一項中「一般送配電事業者が」を「一般送配電事業者（以下この項において「一般送配電事業者」という。）が」に改め、「場合」の下に「又は同項第十一号の三に規定する配電事業者がこれらの金額を一般送配電事業者で総務省令で定めるものに交付する場合」を加え、同条に次の一項を加える。

22　特定吸収分割会社（令和二年八月十三日においてガス事業法第二条第五項に規定する一般ガス導管事業（以下この項において「一般ガス導管事業」という。）の用に供する導管の総体としての規模が同法第五十四条の二に規定する政令で定める規模以上であることその他同条に規定する政令で定める要件に該当する同法第二条第六項に規定する一般ガス導管事業者であつた者であつて、同日から令和四年四月一日までの間（以下この項において「特定期間」という。）に会社法第七百五十七条の規定により吸収分割をする同法第七百五十八条第一号に規定する吸収分割会社をいう。以下この項において同じ。）又は特定吸収分割承継会社（特定期間内に同法第七百五十七条の規定により特定吸収分割会社からその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する会社であつて、ガス事業法第二条第二項に規定するガス小売事業、一般ガス導管事業又は同条第九項に規定するガス製造事業のいずれかを営む会社法第七百五十七条に規定する吸収分割承継会社（当該特定吸収分割会社がその設立の日から引き続き発行済株式の全部を有する株式会社に限る。）をいう。以下この項において同じ。）が、当該特定吸収分割会社と当該特定吸収分割承継会社との間で行う取引（特定吸収分割会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を二以